

令和3年第4回北海道議会定例会 一般質問（代表格）

開催年月日 令和3年（2021年）12月3日（金）
質問者 自民党・道民会議 桐木 茂雄 議員
答弁者 知 事 鈴木 直道

○桐木茂雄議員

道では、ケアラーの支援についての施策を総合的・計画的に推進するため取組を進めており、先の第3回定例会の我が会派の代表質問では、知事から「ケアラーを支援していくための条例を年度内に取りまとめる」などの答弁があり、先日の委員会で報告された条例の素案では、基本理念や道の責務、道民・関係機関・支援団体等の役割、支援に向けた地域づくりなどの基本的な施策が示されています。

道の実態調査では、ケアラー自身の置かれている環境や、世話をする家族の状況によって様々な悩みを抱え、相談の機会や頼れる人が限られるなど、精神的な負担の軽減に向けた支援が必要なこと、ヤングケアラーについては本人に自覚がなく、周囲の理解度も低いなどの課題が明らかになっています。

昨年、他の自治体に先駆けて条例を制定した埼玉県では、ケアラー月間を設けて県民の理解と協力の輪を広げる取組を始めており、道にも道民の方々の理解を深め、意識を高めていくための取組が求められています。

知事は、「条例制定に向けたプロセスを道民と共有する」としていますが、どのように条例づくりを進め、ケアラーに優しい地域社会の実現を目指していく考えなのか、お伺いいたします。

○鈴木直道知事

ケアラー支援についてであります。道は、これまで、実態調査の結果や有識者会議などでの議論の経過を広く情報発信するとともに、シンポジウムを開催するなど、道民の皆様へのケアラーに対する関心や理解の促進に努めてきたところでございます。

こうした取組に加え、ケアラー支援に関する道の考え方について、当事者の方々や支援団体、学校、市町村の皆様などからご意見を伺うほか、SNSなど様々な手法も活用しながら、道内の隅々まで、ケアラー支援の大切さが伝わるよう努め、多くの方々の声を反映し、ケアラーの皆様お一人お一人の御事情やお気持ちに寄り添った支援を行うための条例となるよう取り組んでおります。

今後は、市町村や関係機関の皆様との連携をさらに強めながら、早期発見や相談対応の充実を図るほか、この条例のもと、ケアラーの周囲の皆様が一層の理解を深め、ケア

ラーの方々を支え、ケアラーとそのご家族を地域で大切に見守る行動につなげていただくとともに、ケアラーが孤独にならないためにも、同じ苦勞を重ねてきた方々が互いに共感し、年齢や置かれた状況に応じた悩みや負担が軽減される環境づくりを進めてまいります。